

有料職業紹介事業各種変更届にかかる必要書類 (法人・個人共通)

有料職業紹介事業を行う事業主が下記【ア】～【タ】の事項を変更したときは、原則として事業主管轄労働局に、裏面に記載の①～⑮のうち必要な書類等を提出して、変更の届出を行う必要があります。

届出は、【コ】【サ】および「登記事項証明書」を提出する手続きについては、変更があった日の翌日から30日以内に、その他の手続きは10日以内に（【シ】は事前に）行ってください。

添付書類について

- ※住民票・登記事項証明書は届出日前3か月以内に証明されたものを添付してください。
- ※住民票は本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載が無いものに限りです。
外国籍の方は国籍および在留資格が、特別永住者の方は国籍および特別永住者であることが記載されたものがが必要です。
- ※履歴書には氏名・住所（居所）・生年月日のほか、最終学歴から現在までの職歴、役員への就任解任状況、賞罰の有無を記載してください。写真の貼付は不要です。また職歴に空白期間がある場合は、その期間にかかる説明（求職活動、開業準備等）を記載してください。

変更事項	必要書類等
ア 氏名または名称（法人の商号）	① ⑤ ⑥
イ 住所（法人の本店所在地）	① ⑤ ⑥
ウ 代表者（個人事業主の場合）の氏名※1・住所	① ⑦
エ 代表者（法人の場合）の氏名	① ⑥ ⑧ ⑨
オ 役員の氏名（新たな役員の選任・解任※2）	① ⑥ ⑧ ⑨
カ 代表者（法人の場合）の住所	① ⑥ ⑧
キ 役員の住所	① ⑧
ク 職業紹介事業を行う事業所の名称	① ⑤ ⑥
ケ 職業紹介事業を行う事業所の所在地	① ⑤ ⑥ ⑮
コ 職業紹介責任者（新たな職業紹介責任者の選任・解任※2）	① ⑩ ⑪ ⑫
サ 選任中の職業紹介責任者の氏名・住所	① ⑩
シ 届出制手数料	②
ス 取扱職種範囲等	③ ⑭※国外に限る
セ 取次機関の追加・変更・廃止	① ⑭
ソ 職業紹介事業を行う事業所の廃止	① および許可証
タ 職業紹介事業の廃止	④ および許可証

（※1）代表者（個人事業主）が変更となる場合は、新規での許可申請が必要です。

（※2）解任の場合は、③⑨および⑩～⑫は不要です。

①有料職業紹介事業変更届出書（及び許可証書換申請書）（様式第6号）

【正本1部・コピー2部】

②届出制手数料（変更）届出書（様式第3号） 【正本1部・コピー2部】

手数料表を添付してください。

③有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号） 【正本1部・コピー2部】

「国外にわたる職業紹介」を行う場合は、下記⑭の書類に併せて提出してください。

④有料職業紹介事業廃止届出書（様式第7号） 【正本1部・コピー2部】

⑤定款 【コピー2部】

変更が加えられた場合のみ、提出してください。

⑥法人の登記事項証明書（履歴事項証明書） 【正本1部・コピー1部】

変更が加えられた場合のみ、提出してください。

⑦代表者（個人事業主）の住民票・履歴書 【正本1部・コピー1部】

⑧代表者・役員の住民票（法人） 【正本1部・コピー1部】

⑨代表者・役員の履歴書（法人） 【正本1部・コピー1部】

⑩職業紹介責任者の住民票 【正本1部・コピー1部】

⑪職業紹介責任者の履歴書 【正本1部・コピー1部】

⑫職業紹介責任者講習受講証明書 【コピー2部】

受講（修了）日が、届出の受理日前5年以内のものに限ります。

⑬事業所の使用権を証する書類 【正本1部・コピー1部（賃貸借契約書はコピー2部）】

- 不動産の登記事項証明書、賃貸借（使用貸借）契約書により確認します（建物のみ）。
- 転貸借の場合は所有者の転貸借にかかる同意書および原契約書の写しも併せて提出してください。
- 職業紹介事業の事業所として、使用が可能なもの（使用目的・契約期間）に限ります。
- 参考資料として、事業所のレイアウト図（簡易なもので可）も併せて添付してください。

⑭国外にわたる職業紹介を行うにあたっては、下記関係書類（日本語訳含む）

【コピー2部（「通達様式第10号」は正本1部・コピー1部）】

- 相手先国の関係法令
- 相手先国において、事業者が職業紹介にかかる活動が認められていることを証する書類
- 取次機関を利用する場合は、
 - ◇取次機関が相手先国で職業紹介にかかる活動を認められていることを証する書類（許可証等）
 - ◇取次機関および事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類
 - ◇取次機関に関する申告書（通達様式第10号）

⑮その他

- ①～⑭以外について、必要に応じて補足資料の提出が必要となる場合があります。
- 電話番号（事業主・事業所）のみの変更についても、できる限り変更届の提出をお願いします。
- すべての届出について、手数料（収入印紙）は必要ありません。

問い合わせ先：兵庫労働局職業安定部需給調整事業課 TEL:078-367-0831